

(公印省略)

7 介保第 7 7 8 9 号
令和 8 年 3 月 1 9 日

各介護サービス事業所 管理者様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部介護保険課)

令和 8 年度 介護職員等処遇改善加算の届出について (通知)

日頃から適正な介護サービスの運営にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、期日までに計画書を指定権者に対し、届け出ることとされています。

つきましては、令和 8 年度の処遇改善加算の届出について、以下の内容をご確認いただき、必要な書類を提出してください。

なお、令和 8 年度分の対象サービス月は、令和 8 年 4 月サービス分から令和 9 年 3 月サービス分であり、新たに算定対象となるサービスの訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等の対象サービス月は令和 8 年 6 月サービス分から令和 9 年 3 月サービス分です。

令和 7 年度の介護職員等処遇改善加算を算定している場合も、令和 8 年度分の介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、改めて令和 8 年度の介護職員等処遇改善加算の届出が必要になりますので、ご注意ください。(一度の届出で自動的に継続されるものではありません。)

記

1 提出書類

- (1) 処遇改善加算計画書 総括表 (別紙様式 2-1)
- (2) 処遇改善加算計画書 個表 (4 月、5 月分) (別紙様式 2-2)
※ (2) は 4 月及び 5 月分を算定しない場合のみ、提出不要
- (3) 処遇改善加算計画書 個表 (6 月以降分) (別紙様式 2-3)

2 提出期限

令和 8 年 4 月 1 5 日 (水) 【※必着※】

- ※ 郵便等の場合は、市到着日が受付日となります。提出期限までに到着しなかった場合、令和 8 年 4 月からの算定ができませんのでご注意ください。
- ※ 年度の途中で加算の算定を受ける場合は、算定を受けようとする月の前々月末までに、必要な書類を提出することとされています。
- ※ ただし、**加算新設事業所** (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等) **のみが所属する法人** など、令和 8 年 4 月及び 5 月分は申請しない事業者が、**令和 8 年 6 月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和 8 年 6 月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和 8 年 6 月 1 5 日までに提出することとします。**

裏面も必ずご確認ください。

3 提出先

〒830-8520 久留米市城南町15-3

久留米市役所介護保険課 育成・支援チーム

※ 郵送の場合は、封筒に朱書きで「令和8年度介護職員等処遇改善加算届出書在中」と記入してください。

4 届出に関する様式

様式は、久留米市ホームページよりダウンロードしてください。

久留米市公式ホームページ→トップページ上段の「健康・医療・福祉」→「高齢者支援・介護保険」→ページ下の「高齢者支援・介護保険 申請書」→介護保険（事業者向け）の「7-2. 令和8年度介護職員等処遇改善加算に関する届出書」（中段の「申請書（様式ダウンロード）」に様式を掲載しています。）

《久留米市ホームページ：様式掲載場所》

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9045kaigo/3020shinsei/2013-0104-1715-494.html>

5 留意事項

- (1) 複数の事業所をまとめて届出する場合、届出する事業所の中に、久留米市所管以外の事業所が含まれる場合は、その事業所を所管する保険者にも届出が必要になります。（様式等については、各保険者にお問い合わせください。）
- (2) 処遇改善加算を算定した場合は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月（通常は7月末）までに、実績報告書を提出する必要があります。実績報告は、届出の区分（事業所単位、法人単位）と一致する必要があります。（例：今回の加算の届出を事業所単位で行った場合、令和9年7月の実績報告書も事業所単位で行う必要があります。）
- (3) 加算の要件として、賃金改善の具体的な内容についてあらかじめすべての職員に対して周知する必要がありますので、必ず説明を行ってください。

※ これらの留意事項のほか、ホームページに掲載している国の通知やQ&Aをご確認いただき、届出をしてください。

【問合せ先】

久留米市健康福祉部介護保険課

育成・支援チーム 高尾・田中・三根

TEL 0942-30-9247

FAX 0942-36-6845